

訪問看護ステーション代替職員 (産休等) 確保支援事業実施要綱

28 福保高介第1665号
平成29年3月22日
改正 5 福祉高在第870号
令和6年3月7日

第1 目的

この事業は、訪問看護ステーションに勤務する看護職員が、出産、育児又は家族の介護のため長期間にわたって休業する場合に、当該訪問看護ステーションが代替職員を確保するために必要な支援をすることで、訪問看護ステーションで働く看護職員の勤務環境の向上及び定着の推進を図り、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

第3 用語の定義

- (1) 「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた者が、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）をいう。
- (2) 「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

第4 事業内容

都は、第1の目的を達成するために、次に掲げる内容の事業を実施する。

- (1) 訪問看護ステーションが当該訪問看護ステーションに勤務する看護職員が出産、育児又は家族の介護のため、長期間にわたって休業する場合に、代替職員を確保する経費に対し、予算の範囲内で補助を行うこと。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。